

平成31年3月11日

財政援助団体等監査結果報告

〔神戸交通振興株式会社〕

神戸市監査委員	吉	田	基	毅
同	坊	池		正
同	平	木	博	美

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成30年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸交通振興株式会社（以下「会社」という。）における出納その他の事務で、主として平成29年度執行の事務

2 監査の期間

平成30年9月7日～平成31年3月11日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

会社は、市営交通事業の経営改善に資する事業とともに、交通事業に関連する事業の経営を行い、その事業活動を通じて、神戸市交通事業の経営基盤の強化と乗客の利便・サービス向上に寄与することを目的として、昭和59年3月に設立された。

(2) 神戸市との関係

① 出資

会社の資本金は5,500万円であり、神戸市（以下「本市」という。）は、5,000万円を出資している。なお、本市以外の出資者であった神戸交通労働組合の株式については、会社が平成24年3月に出资额と同額の500万円で自己株式として取得し、同月に消却を行っている。

② 財政援助

ア 補助金

平成29年度は、シティー・ループバスICカードシステム導入にかかる補助金として1,899万円を交付している。

③ 職員数

平成29年度末の職員数は409人であり、うち本市派遣職員は9人である。

(3) 事業の概要

会社の所在地は、神戸市長田区松野通1丁目2番1号新長田地下鉄ビルである。

事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量は、第1表のとおりである。

【高速鉄道事業関連】

① ビル経営事業

本市交通局から借り受けた市営高速鉄道の西神中央駅百貨店ビル、御崎Uビルなどの駅ビル等（10ビル）及び北野坂壱番館などの自社ビル（2ビル）を経営した。

② 地下鉄駅務事業

本市交通局から市営高速鉄道海岸線全線、西神・山手線8駅について駅務業務を受託して実施した。

③ パルティ事業

市営高速鉄道西神車庫の未利用地の有効活用として、商業施設「パルティ」を経営した。

④ 市営高速鉄道駅構内営業事業

市営高速鉄道駅構内等において利用者への利便提供としてコンビニ等を経営した。

⑤ 駐車場経営事業

市営高速鉄道西神中央駅南側の立体駐車場や西神臨時駐車場を経営した。

⑥ 自転車駐車場経営事業

市営高速鉄道西神中央駅において、乗客・商業サービス並びに交通局用地の有効活用として、自転車駐車場を経営した。

【自動車事業関連】

⑦ 自主路線

バス路線（山手線、シティー・ループ線、ポーアイキャンパス線）を経営した。

⑧ 魚崎営業所管理運営業務

在籍車両数 87 両、運転系統数 16 本の運転業務、運行管理業務等を実施した。

⑨ 車両整備業務

市バスの車検業務、機関分解整備業務、定期点検整備業務、臨時整備業務、事故車修理等を実施した。

【高速鉄道・自動車事業共通】

⑩ 乗車券事業

各種乗車券（定期券・カード）の販売及び忘れ物取扱所業務を本市交通局より受託して実施した。

⑪ 広告事業

市バス・市営高速鉄道の車内広告及び市営高速鉄道駅構内の広告について、指定広告代理店 15 社を中心に広告代理（取次）業務を実施した。

第 1 表 主 な 業 務 量 の 比 較

項 目			平成29年度	平成28年度	対前年度 増 減
【高速鉄道事業関連】					
ビル経営事業	店舗可能面積	入居率(テナント数)			
湊川パークサイド	624㎡		100%(1)	100%(1)	0%
新長田地下鉄ビル	1,921㎡	〃	100%(9)	98%(8)	2%
名谷駅ビル	1,135㎡	〃	100%(9)	100%(9)	0%
学園都市駅ビル	1,773㎡	〃	93%(13)	100%(15)	△7%
伊川谷駅ビル	1,185㎡	〃	87%(8)	83%(7)	4%
西神中央駅ビル	1,908㎡	〃	100%(16)	100%(16)	0%
西神中央駅百貨店ビル	26,703㎡	〃	100%(1)	100%(1)	0%
みなと元町Uビル	361㎡	〃	100%(4)	100%(5)	0%
御崎Uビル	2,434㎡	〃	100%(13)	100%(15)	0%
苅藻業務ビル	57㎡	〃	100%(1)	100%(1)	0%
北野坂老番館（自社ビル）	943㎡	〃	85%(5)	100%(5)	△15%
学園Uビル（自社ビル）	465㎡	〃	100%(2)	100%(2)	0%
駅構内営業事業	設置駅				
コンビニ（直営）	西神中央駅等	店 舗 数	10店	10店	0店
公衆電話	全駅	台 数	86台	86台	0台
駅構内店	新神戸駅等	店 舗 数	26店	23店	3店
駐車場経営事業	収容台数				
西神中央駅駐車場	555台	年間延利用台数	548,640台	570,832台	△ 22,192台
西神臨時駐車場	293台	契 約 台 数	3,414台	3,265台	149台
西神中央駅前自転車駐車場	1,044台	年間延利用台数	252,784台	254,305台	△ 1,521台
【自動車事業関連】					
自動車運輸事業	営業キロ				
山手線	5.50km	乗 車 人 員	204人/日	200人/日	4人/日
シティー・ループ線	11.10km	乗 車 人 員	1,740人/日	1,914人/日	△ 174人/日
ポアイキャンパス線	3.50km	乗 車 人 員	207人/日	207人/日	0人/日

（注）店舗可能面積、自動車運輸事業の営業キロは、平成29年度事業報告による数値を記載

(4) 経営状況と財政状態

① 経営状況

経営状況は、第2表のとおりである。なお、消費税処理は税抜処理である。

第 2 表 比 較 損 益 計 算 書

(単位 金額：千円，比率：％)

科 目	平成 29 年 度		平成 28 年 度		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
I 売 上 高 (A)	5,916,905	100.0	6,220,479	100.0	△ 303,574	△ 4.9
1 ビ ル 経 営 事 業 収 入	1,417,142	24.0	1,636,460	26.3	△ 219,317	△ 13.4
2 自 動 車 運 輸 事 業 収 入	1,225,736	20.7	1,236,763	19.9	△ 11,027	△ 0.9
3 地 下 鉄 駅 務 事 業 収 入	766,198	12.9	771,869	12.4	△ 5,671	△ 0.7
4 売 店 等 駅 構 内 営 業 事 業 収 入	1,919,129	32.4	1,965,894	31.6	△ 46,764	△ 2.4
5 パ ル テ ィ 事 業 収 入	187,775	3.2	204,225	3.3	△ 16,450	△ 8.1
6 広 告 事 業 収 入	53,524	0.9	55,518	0.9	△ 1,993	△ 3.6
7 乗 車 券 事 業 収 入	111,696	1.9	110,481	1.8	1,214	1.1
8 駐 車 場 事 業 収 入	235,702	4.0	239,266	3.8	△ 3,563	△ 1.5
II 売 上 原 価	5,649,904	100.0	5,941,544	100.0	△ 291,639	△ 4.9
1 ビ ル 経 営 事 業 費	1,187,376	21.0	1,374,201	23.1	△ 186,824	△ 13.6
2 自 動 車 運 輸 事 業 費	1,251,019	22.1	1,291,727	21.7	△ 40,708	△ 3.2
3 地 下 鉄 駅 務 事 業 費	753,793	13.3	761,577	12.8	△ 7,784	△ 1.0
4 売 店 等 駅 構 内 営 業 事 業 費	1,924,982	34.1	1,981,374	33.3	△ 56,391	△ 2.8
5 パ ル テ ィ 事 業 費	151,166	2.7	156,322	2.6	△ 5,155	△ 3.3
6 広 告 事 業 費	44,242	0.8	43,547	0.7	695	1.6
7 乗 車 券 事 業 費	109,799	1.9	102,870	1.7	6,929	6.7
8 駐 車 場 事 業 費	227,524	4.0	229,924	3.9	△ 2,399	△ 1.0
売 上 総 利 益	267,001	—	278,935	—	△ 11,934	△ 4.3
III 販 売 費 及 一 般 管 理 費	222,988	—	224,652	—	△ 1,664	△ 0.7
営 業 利 益	44,012	—	54,282	—	△ 10,269	△ 18.9
IV 営 業 外 収 益	611	—	710	—	△ 99	△ 14.0
受 取 利 息	152	—	252	—	△ 100	△ 39.7
雑 収 益	459	—	457	—	1	0.3
V 営 業 外 費 用	2,679	—	221	—	2,457	ほぼ皆増
営 業 外 雑 費	2,679	—	221	—	2,457	ほぼ皆増
経 常 利 益	41,945	—	54,771	—	△ 12,826	△ 23.4
VI 特 別 利 益	21,041	—	—	—	21,041	皆増
助 成 金 収 入	21,041	—	—	—	21,041	皆増
VII 特 別 損 失	24,229	—	—	—	24,229	皆増
固 定 資 産 除 却 損	3,042	—	—	—	3,042	皆増
固 定 資 産 圧 縮 損	18,995	—	—	—	18,995	皆増
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,190	—	—	—	2,190	皆増
税 引 前 当 期 純 利 益	38,757	—	54,771	—	△ 16,013	△ 29.2
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,642	—	26,400	—	△ 13,758	△ 52.1
当 期 純 利 益	26,114	—	28,370	—	△ 2,255	△ 8.0

② 財政状態

財政状態は、第3表のとおりである。

第 3 表 比 較 貸 借 対 照 表

(単位 金額：千円，比率：％)

科 目		平成29年度末		平成28年度末		対前年度増	対前年度減
		金額	構成比率	金額	構成比率		増減率
資 産	産	4,346,934	100.0	4,342,791	100.0	4,143	0.1
I 流動資産	産	1,477,288	34.0	1,443,836	33.2	33,451	2.3
1 現金預金	金	1,115,266	25.7	1,082,658	24.9	32,608	3.0
2 未収金	金	324,352	7.5	318,932	7.3	5,420	1.7
3 商品	品	30,202	0.7	31,000	0.7	△ 798	△ 2.6
4 前払費用	用	4,549	0.1	6,151	0.1	△ 1,602	△ 26.0
5 その他流動資産	産	2,917	0.1	5,094	0.1	△ 2,176	△ 42.7
II 固定資産	産	2,869,646	66.0	2,898,954	66.8	△ 29,308	△ 1.0
1 有形固定資産	産	474,929	10.9	489,874	11.3	△ 14,945	△ 3.1
(1) 建物	物	315,112	7.2	325,615	7.5	△ 10,502	△ 3.2
(2) 建物附属設備	備	41,605	1.0	47,068	1.1	△ 5,462	△ 11.6
(3) 構築物	物	179	0.0	2,433	0.1	△ 2,253	△ 92.6
(4) 機械装置	置	0	0.0	0	0.0	0	△ 66.7
(5) 車両運搬具	具	5,865	0.1	1,348	0.0	4,516	335.0
(6) 工具器具備品	品	2,165	0.0	3,408	0.1	△ 1,243	△ 36.5
(7) 土地	地	110,000	2.5	110,000	2.5	0	0.0
2 無形固定資産	産	34,829	0.8	10,538	0.2	24,291	230.5
(1) 電話加入権	権	103	0.0	2,037	0.0	△ 1,933	△ 94.9
(2) ソフトウェア	ア	34,674	0.8	8,396	0.2	26,277	312.9
(3) 水道施設利用権	権	51	0.0	103	0.0	△ 51	△ 50.0
3 投資その他の資産	産	2,359,887	54.3	2,398,542	55.2	△ 38,655	△ 1.6
(1) 投資有価証券	券	145,000	3.3	158,000	3.6	△ 13,000	△ 8.2
(2) 差入敷金等	金	2,214,298	50.9	2,239,919	51.6	△ 25,620	△ 1.1
(3) 長期前払費用	用	58	0.0	158	0.0	△ 100	△ 63.2
(4) その他	他	530	0.0	464	0.0	65	14.2
負債及び純資産の部	部	4,346,934	100.0	4,342,791	100.0	4,143	0.1
負 債	債	3,563,096	82.0	3,585,068	82.6	△ 21,971	△ 0.6
I 流動負債	債	756,121	17.4	689,747	15.9	66,374	9.6
1 買掛金	金	—	0.0	95	0.0	△ 95	皆減
2 未払金	金	403,724	9.3	341,059	7.9	62,665	18.4
3 前受収益	益	126,588	2.9	131,286	3.0	△ 4,697	△ 3.6
4 預り金	金	148,330	3.4	128,786	3.0	19,544	15.2
5 賞与引当金	金	41,836	1.0	44,118	1.0	△ 2,281	△ 5.2
6 未払消費税	税	25,393	0.6	35,072	0.8	△ 9,679	△ 27.6
7 未払法人税等	等	10,248	0.2	9,329	0.2	919	9.9
II 固定負債	債	2,806,975	64.6	2,895,321	66.7	△ 88,345	△ 3.1
1 預り敷金等	等	2,546,223	58.6	2,645,651	60.9	△ 99,427	△ 3.8
2 特別修繕引当金	金	100,174	2.3	102,000	2.3	△ 1,826	△ 1.8
3 退職給付引当金	金	160,577	3.7	147,669	3.4	12,908	8.7
純 資 産	産	783,838	18.0	757,723	17.4	26,114	3.4
I 株主資本	本	783,838	18.0	757,723	17.4	26,114	3.4
1 資本金	金	55,000	1.3	55,000	1.3	0	0.0
2 利益剰余金	金	728,838	16.8	702,723	16.2	26,114	3.7
(1) その他利益剰余金	金	728,838	16.8	702,723	16.2	26,114	3.7
ア 別途積立金	金	340,000	7.8	340,000	7.8	0	0.0
イ 繰越利益剰余金	金	388,838	8.9	362,723	8.4	26,114	7.2
(うち当期純利益)		(26,114)	—	(28,370)	—	(△ 2,255)	—

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

会社法第 362 条第 5 項に基づく取締役会による業務の適正を確保するための体制の整備を決定する義務はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第 4 表のとおりである。

第 4 表 業務の適正を確保するための取組状況

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・コンプライアンス規程	平成19年4月施行
	・公益通報に関する指針	平成18年9月策定
	・内部監査（自主監査）の実施	自主監査年 1 回実施
	・総務部におけるコンプライアンスの取組	異例事態においては、弁護士相談や各部との協力に対応している。
	・顧問弁護士への相談	顧問契約を結び法律相談を行っている。 月 1 件から週 2 件程度相談。
	・コンプライアンスに関する啓発・研修	適宜、資料回覧研修を実施した。
情報の保存及び管理	・文書取扱規程	平成14年4月施行 平成24年1月最終改正
	・文書保存期間基準表	
	・個人情報保護規程	平成10年10月施行 平成17年4月最終改正
	・特定個人情報等取扱規程	平成28年1月施行
	・情報セキュリティポリシー(セキュリティ対策含)	平成22年4月施行 平成30年4月最終改正
損失の危険の管理	・資金運用規程	平成21年7月施行
	・情報セキュリティポリシー(セキュリティ対策含)	平成22年4月施行 平成30年4月最終改正
効 率 性	・中期経営計画	平成29年3月に第5期計画（平成29～33年度）を策定。平成28年取締役会にて報告済。
	・予算の策定	予算については、取締役会に議案として供し、承認を得ている。
	・予算の執行管理	予算執行管理は、9月、12月、3月の取締役会で決算見込みを報告している。事業執行についても同様に報告している。
	・専決規程	平成9年4月施行 平成17年4月最終改正

5 監査の結果

会社は、設立以来本市交通事業に関連する事業の経営を行い、経営基盤の強化と乗客サービスの向上に寄与してきた。

平成 29 年度はビル経営事業における大型テナントの賃料減額やコンビニエンスストア店員及びバス運転士の慢性的な人手不足など、経営環境は年々厳しい状況となっている。こうした中、自動車事業ではシティループ線において交通系 I C カード対応による運用を開始したほか、訪日旅行者への対応策として、外国語版ホームページを立ち上げたほか、外国語版ルートガイドマップを作成するなど、経営の改善に努めた。

監査の結果、事業面では高速鉄道事業関連及び自動車事業関連における業務を適切に行い、会社は設立の目的に沿って運営され、その目的を果たしているものと認められた。

補助事業は、シティループバス I C カード対応システムにかかる補助金の交付を受け、交付目的を達成しているものと認められた。

会社の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められたが、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

今回の監査では、会計処理に関する指摘事項及び意見があったため、より正確な計算書類等を作成するためにも、マニュアル等の整備のほか会計士等専門家の助言を仰ぐなどにより、経理事務の充実に努められたい。

また、ビル経営事業においては、主に交通局から借り受けた駅ビル等の経営を行っているが、駅ビルのなかには老朽化が進んでいるビルもあり、本市所管局においては、長期修繕計画に基づき緊急性に応じて対応されたい。

(1) 経営に関する事項について（第 2 表参照）

売上高 59 億 1,690 万円に対し、売上原価は 56 億 4,990 万円で、売上総利益は 2 億 6,700 万円となっている。これに販売費及び一般管理費を加えた営業利益は 4,401 万円、営業外損益を加減した経常利益は 4,194 万円、さらに特別損益及び法人税等を加減した当期純利益は 2,611 万円となっている。

営業利益は前年度に比べると 1,026 万円減少しているが、これは主にビル経営事業における賃料の減額等によるものである。経常利益については、営業外費用として電話加入権の評価替えによる費用を計上したこと等により前年度より 1,282 万円減少している。

なお、特別損益については、シティループバスの I C カードシステム化に伴う本市からの補助金収入及び固定資産の圧縮記帳に係る損失が主なものである。

事業別の損益は以下のとおりとなっている。

(参考) 平成29年度 事業別損益 (粗利)

(単位 金額: 千円)

事業	収益	費用	損益
ビルの経営事業	1,417,142	1,187,376	229,765
自動車運輸事業	1,225,736	1,251,019	△ 25,282
地下鉄駅務事業	766,198	753,793	12,405
売店等駅構内営業事業	1,919,129	1,924,982	△ 5,852
パルティ事業	187,775	151,166	36,608
広告事業	53,524	44,242	9,281
乗車券事業	111,696	109,799	1,896
駐車場事業	235,702	227,524	8,178

※費用には、販売費及び一般管理費は含まれていない。

(2) 財務に関する事項について (第3表参照)

当年度末の資産は43億4,693万円で、前年度末に比べ414万円(0.1%)増加しており、負債については35億6,309万円で、前年度末に比べ2,197万円(0.6%)減少している。資産については無形固定資産のうちソフトウェアについてシティループバスのIC化による増加が主なものであり、負債については固定負債のうち預り敷金についてテナント敷金の一部返還等によるものである。

(3) 指摘事項

① 会計に関する事務

ア 現金に係る会計処理について

会社においては、現金の残高確認について各事務所ごとに報告を行っているが、現金の残高について以下の事例があった。

(ア) 現金の決算額を適正に記載すべきもの

平成29年度の決算書に計上している現金預金について、コンビニエンスストアの現金(釣銭準備金)についてはフランチャイズ契約先から釣銭残高について報告されているが、決算額が報告額よりも過大に計上されていた。

コンビニエンスストア釣銭準備金

決算額	報告額	差額
5,650,000 円	5,050,000 円	600,000 円

決算額について、正しく記載すべきである。

(イ) 釣銭準備金の残高報告を確実に行うべきもの

平成 29 年度末の釣銭準備金の残高について、出納責任者へ報告を行っているが、報告内容について一部誤りがあった。

事務所	報告残高	実際残高
かもめりあ営業所	700,000 円	1,400,000 円

経理規程では、第 15 条で出納に関する条文があり、第 4 項では「出納事務担当者は金銭の出納を記録し、常にその残高を明瞭にしておかなければならない。」とある。

釣銭準備金を正確に把握し、正しい報告を行うべきである。

イ 小口現金の出納帳への記載を適正に行うべきもの

会社の経理規程では、小口現金について「出納事務担当者は支払いの都度これを金銭出納帳に記載し、日々の現金残高と照合を行わなければならない。」と定めている。

しかしながら、小口現金の出納帳においては、現金使用日（支払いの領収書日付）ごとの出納を記載し、日々実際の小口現金の出入りを記載していないため出納帳上で日々の現金残高と照合できない状況になっていた。

小口現金の出納帳には、実際の小口現金の出入りを記載し、日々の現金残高と照合できるようにするべきである。

ウ 棚卸商品の注記を正しく記載するべきもの

コンビニエンスストアの棚卸商品について、評価基準は売価還元法により算定されているが、貸借対照表の注記では棚卸資産の評価基準及び評価方法として最終仕入原価法のみ記載されている。

注記の記載については売価還元法による旨も記載するべきである。

② 契約に関する事務

ア 業務の一部を第三者に委託または請け負わせる際の手続を適正に行うべきもの

会社では、西神中央駅百貨店ビル等の設備管理業務、同ビルの空調設備等自動制御装置保守点検業務、特高受電設備法定点検業務について、業者と委託または請負契約を結んでおり、契約書では、業務の一部を第三者に委託または請け負わせる（以下、「再委託または下請負」という。）場合には、会社の書面での承諾が必要であることを定めている。

しかしながら、これらの契約については、再委託または下請負に係る、会社の書面での承諾がされていなかった。

会社は契約に基づき、適正に手続を行うべきである。

(4) 意 見

① 現金及び預金の区分について

平成 29 年度末の貸借対照表の現金預金のうち現金の額は 3,880 万円となっており、現金残高について 3 月末に各事務所から報告された金額と、決算額の基礎となる元帳との間で 500 万円以上の相違があった。

相違の内容としては、指摘事項に記載した事項のほか、その大半が定期券販売所等の釣銭準備金によるものであり、釣銭準備金は一定額の金種を確保するため、デリバリー業者に委託して定期的に事務所から現金を回収して会社の銀行口座へ入金を行っている。

デリバリー業者が現金を回収してから口座に入金されるまで 1 週間前後かかっており、業者が現金を回収すると各事務所には現金がないため残高報告は実際の残高を報告しているが、元帳は口座に入金されるまで現金として記載されているため、決算時と相違が生じていたことが原因であるが、この現金残高と元帳との相違について正確な内容を把握できていなかった。

相違の大半は現金と預金との間で生じているため決算書の貸借対照表には影響しないが、現金の管理という点からも預金に入金するまでの現金については帳簿上預け金として処理するなど現金と預金の区分を明確にするよう管理されたい。

② 回収困難な未収金の取扱いについて

流動資産に計上されている未収金については、1 年以上未回収のものが 100 万円以上あり、その内容は職員に対する給与等超過支給分であり、最も古いものでは平成 18 年度に発生していた。

会社としては引き続き回収する努力を継続するとしているが、直近の元帳を確認したところ長期間未収となっている債権について回収されている形跡は見当たらず、現時点で回収が困難または長期間にわたるものも少なからず含まれているものと思われる。

長期間にわたって未回収となっている債権については、専門家の助言を受けることも含め取扱いについて検討されたい。

③ 定款及び経理規程の改正について

会社で定めている定款及び経理規程の中に、規則等を定めるとの条文があるが定めていない事例や規程の内容が法律の改正等により実態とそぐわなくなっている条文があった。

(事例)

- ・経理規程で財務諸表に作成すべき書類の一つとして利益金処分（欠損金処理）計算書があるが、作成していない。

- ・定款で株式取扱規則及び取締役会規則を定める旨の条文があるが、規則を作成していない。

定款及び経理規程については社内におけるガバナンスの基準となるので、内容を検証した上で必要があれば順次改正を行われたい。

④ 契約事務審査会の議案の押印について

会社では、契約事務審査会要綱を定め、一定金額以上の委託契約等の契約事務において審査会を設置し、審議を行っている。

審査会は代表取締役社長以下管理職で組織され、代表取締役社長が委員長となって審査を行い、審査会の内容については各案件ごとに審査会議案を作成し、審査結果について委員長以下各委員が押印して記録することとしている。

平成 29 年度の審査会議案を確認すると、審査結果について委員長の押印はなされているが、他の委員については全く押印されていない事例が多数あった。

契約事務審査会要綱では、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととなっており、意思決定も出席委員の過半数で決定されるが、書類上委員の押印がないため確認できない状態となっているため、委員の押印を徹底されたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。
 - 対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」-----増加率が 1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」-----減少率が 1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。